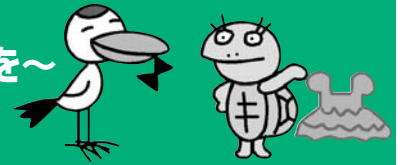


# 高齢福祉サービス紹介～こんなときには相談を～

問い合わせ先 高齢福祉課 ☎52-1115



## ねたきり老人等 介護手当支給事業

在宅で、ねたきり高齢者及び重度の認知症高齢者の方を介護している方に対し、介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、ねたきりの高齢者等の福祉の増進を図るものです。

### ●対象者

要介護状態4・5の高齢者、又は重度の認知症高齢者と同居し、現に日常生活の介護を主に行っている方。

### ●支給内容

月3,000円

### ●支給方法

介護者の口座に年2回(9月・3月)に分けて支給します。(要介護者が入院・入所等で在宅生活をしていない月は除く)

なお、支給の前に要介護者の状況を確認するために「現況届け」が必要となります。

### ●申請場所

高齢福祉課(保健福祉センター) 市民課窓口(石橋、国分寺、南河内)

## ねたきり老人等紙おむつ 購入券支給事業

在宅や入院などで常に紙おむつ等を使っている方の世帯に紙おむつ購入券を交付して、経済的負担を軽減します。交付を受けた方は、市と協定を結んだ販売店で、購入券と引き換えに紙おむつを購入できます。

### ●対象者

常に紙おむつ使用している在宅及び入院している方で、次の要件に該当する方。

- ・65歳以上で、常に寝たきりの状態または認知症のため要介護状態2、3、4、5の方
- ・身体障害者手帳1、2級または療養手帳の交付を受けている方

### ●支給内容

月3,000円(紙おむつ購入券)。

### ●利用方法

地区担当民生委員の確認を受けて申請してください。認定された方へは、毎月民生委員から紙おむつ購入券を配付します。

### ●申請場所

高齢福祉課(保健福祉センター) 市民課窓口(石橋、国分寺、南河内)

## 高齢者の見守りにご協力を！

市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を対象に要介護者名簿を作成し、民生委員や地域包括支援センター職員による訪問及び行政で提供する安否確認事業との連携により、高齢者の見守りに取り組んでいます。

また、地域社会の中で、様々な活動をしている個人や団体、事業者のご協力をいただき、さりげない見守り・声かけにより、見守りを受ける側、守る側、双方のあまり負担がかからない方法で見守りを行っています。

現在、市と協定書を結び見守りにご協力をいただいている事業所は、東京電力(株)栃木南支社、(株)日本ウォーターテックス(水道メーター検針員)、栃木県環境美化協会下野市支部、廃棄物監視員、市内新聞販売店、市内金融機関(足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫)です。

### ●協力をお願い

高齢者の見守りに協力いただける団体事業者を募集しています。ご協力いただける場合は高齢福祉課へご連絡ください。

○さりげない見守りってどんなこと？

通常と違って異変を感じた時、例えば

- ・郵便受けに新聞や郵便物等が数日分たまったままになっている
- ・何日も洗濯物が干したままになっている
- ・雨戸の開閉が行なわれない
- ・電気やテレビ等が付かないままはついたままになっている
- ・このお年寄りは、徘徊しているのではないか
- ・このお年寄りは、具合が悪くなっているのではないか
- ・その他、何らかの異常を感じるとき

このような異変を感じた時は、高齢福祉課または地域包括支援センターへご連絡ください。

### ●問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(52) 11115  
地域包括支援センター  
いしばし ☎(51) 0633  
こくぶんじ ☎(43) 1229  
みなみかわち ☎(44) 3002

